

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇選管告示 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙の執行  
鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙に於ける選挙長等の選任
- 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙の投票用紙の様式等
- 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙に於ける選挙会の日時及び場所
- ◇鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示  
鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙の選挙立会人のくじを行なう日時及び場所

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四

条において準用する公職選挙法第三十三条第一項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙を、昭和三十七年八月八日に執行する。

なお、選挙すべき委員の数は七人である。

昭和三十七年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光正義

### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和三十七年八月八日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙における選挙長及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

昭和三十七年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光正義

一職名	住 所	氏 名
選挙長	鳥取市賀露町一、四八四	網師銀蔵
職務代理者	鳥取市賀露町一、五二三	中村弘治

二 選挙長の執務場所

二 選挙長の執務場所

鳥取市東町 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和三十七年八月八日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙の投票用紙の様式並びに投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を、それぞれ次のとおり定める。

昭和三十七年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 投票用紙の様式

○ ちゆう 意  
こころはしやしめいほうじん ばあいめいしようらんない  
一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に  
ひとり 書くこと。  
こころはしやしめいほうじんばあいめいしよう  
二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、  
書かないこと。

めい 名  
やのし 氏  
し 上  
候 氏  
めい 称  
こころはしやしめいほうじん  
候補者の氏名(法人の場合は名称)

鳥取海区漁業調整  
委員会委員選挙投票

市(町)(村)  
選挙管理  
委員会 印

二 投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和三十七年八月八日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙会の場所及び日時を、次のとおり定める。

昭和三十七年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館  
二 日時 昭和三十七年八月十日 午後一時

鳥取海区漁業調整委員会  
委員選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第一号

昭和三十七年八月八日執行の鳥取海区漁業調整委員会

の委員の選挙の選挙立会人の届出が十人を超えた場合における選挙立会人のくじを行なう場所及び日時を、次のとおり定める。

昭和三十七年七月二十四日

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長

網 師 銀 蔵

一 場所 鳥取市東町 鳥取県選挙管理委員会事務局  
二 日時 昭和三十七年八月六日 午後二時